

平成30年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成30年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会を平成31年1月28日仁淀川町中央公民館3階会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 12名

欠席委員 2名

農地利用最適化委員 6名

欠席委員 2名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第10号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第11号…仁淀川町農用地利用集積計画の決定について

議案第12号…農用地利用配分計画案に対する意見決定について

その他

開会 午前9時30分

事務局(●●) 平成30年度第5回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は12名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(1番 ●●委員 2番 ●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第10号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第18号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 242 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

事務局の●●、譲受人の●●さんの3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第19号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、吾川郡いの町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 163 m²

●●字●● ●●番● 面積 265 m²

●●字●● ●●番 面積 69 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月17日事務局の●●、譲受人の父である●●さんの3人で現地確認を行いました。権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないこと

を確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第20号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積130㎡

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1月18日事務局の●●、譲受人の●●さんの3人で現地確認を行いました。権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは借り受け後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

次の議案第11号と議案第12号は関連性があるので一緒に協議を行うことを提案し異議が無かったため一緒に協議を行う。

議案第11号

（仁淀川町農地利用集積計画の決定について）

○受付第1号

〔事務局 ●●説明〕

利用権を設定する者（貸）は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

利用権の設定を受ける者（借）は、高知市丸ノ内1丁目7番52号 公益財団法人高知県農業

公社 理事長 西岡幸生さん

土地の所在は

●●字●● ●●番● 面積 249 m²

●●字●● ●●番 面積 352 m²

●●字●● ●●番● 面積 272 m²

●●字●● ●●番● 面積 755 m²

地目は全筆、台帳、現況ともに畑となっています。

新規更新の別は新規となり、利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、貸借量は0円となっております。

議案第12号

(農地利用配分計画案に対する意見決定について)

○受付第1号

[事務局 ●●説明]

権利の設定をする者(貸)は、高知市丸ノ内1丁目7番52号 公益財団法人高知県農業公社 理事長 西岡幸生さん

権利の設定を受ける者(借)は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は

●●字●● ●●番● 面積 249 m²

●●字●● ●●番 面積 352 m²

●●字●● ●●番● 面積 272 m²

●●字●● ●●番● 面積 755 m²

地目は全筆、台帳、現況ともに畑となっています。

期間は5年間となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を1月15日事務局●●と実施をしました。

貸し出す●●さんは高齢なこともあり、農作業に従事することが難しくなったために、農地中間管理機構へ貸し出すこととなり、農地を借り受ける方は●●の●●さんで、認定農業者として年間250日間農業に従事しております。周辺農地にも悪影響は及ぼさないものと思われま

[●●委員]

農地中間管理機構が借り上げた後、貸し手を探す間は農地中間管理機構が管理をしてくれるのか。

[事務局]

通常貸し手を探すまでの期間の管理ですが農地中間管理機構が管理は行わない。

[●●委員]

農地中間管理機構を利用した場合のメリットは。

[事務局]

農地中間管理機構を利用した場合、決めた貸借期間が来れば双方の同意が無くても農地が貸し手に返ってきます。双方同意があれば、更新の手続きをとればそれ以降も借り続けることができます。期間を決めることによって、貸し手側は将来その農地を子供が管理する場合のつなぎとして利用ができ、借り手側は期間が決まっていることによって、その期間の経営計画をたてられるといったメリットがあります。

3条申請による賃貸借の場合期間が来た場合でも、農地の返却がされないといった事例もあり、それに伴い貸し手が消極的になる場合もあり、それへの対応からも農地中間管理機構の利用を進めていることもあります。

この件については、全員賛成により決定する。

その他

[事務局]

なし

以上で平成30年度第5回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時30分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員●●

署名委員●●